

事 務 連 絡
令 和 7 年 5 月 19 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室

監査拒否等により取消処分を受けた保険医療機関等の指定拒否及び保険医等の登録拒否に係る疑義解釈資料の送付について

令和7年5月19日付け保発0519第2号「健康保険法第65条第3項第6号及び第71条第2項第4号に該当するときの保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について」（以下「保険局長通知」という。）により、監査を拒否したこと等により取消処分を受けた保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が、不正請求及び不当請求に係る返還金額が確定せず返還金を納付していないときは、当該保険医療機関等から再指定及び当該保険医等から再登録の申請があった場合、これを拒否することができる事由に該当するとしたことに伴い、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、参考まで送付します。

(別添)

問1 今次、保険局長通知が発出された経緯如何。

(答) 監査の実施を通知するも保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が監査不出頭を繰り返し、健康保険法（大正11年法律第70号）第80条第5号等又は同法第81条第2号等に該当するとして、その指定又は登録が取り消される事例が発生している。

監査を受けた上で取消処分となった保険医療機関等及び保険医等は、不正請求及び不当請求に係る返還金を納付していない場合、取消処分の日から5年経過した後も再指定又は再登録を受けることはできない一方、監査拒否により取消処分となった場合は、不正請求及び不当請求した診療報酬を返還することなく、取消処分の日から5年経過すれば再指定又は再登録を受けることができることとなり、監査を受けたものとの間で、著しい不均衡があった。この是正のため、保険局長通知の発出に至った。

問2 保険局長通知は令和7年6月1日から適用となるが、それ以前から実施している監査において出頭を拒否している保険医療機関等の開設者及び保険医等が監査を拒否したことにより同日以降に取消処分を受けた場合でも適用されるのか。

(答) 令和7年6月1日以降に、「医療指導監査業務等実施要領（監査編）」で示している監査実施通知（様式4-1）及び監査欠席の場合の通知（様式4-3）により、不正請求及び不当請求に係る返還金が確定せず、納付していないときは取消処分から5年を経過した後においても、再指定及び再登録が認められない場合がある旨を教示することになるが、その通知を受けてもなお監査を拒否したことにより、取消処分を行った場合に適用する。

問3 監査を拒否した結果、取消処分を行う前に保険医療機関等が廃止又は指定の辞退若しくは保険医等が登録を抹消したときは取消相当の取扱いとなるが、その場合においても、保険局長通知の適用は同様か。

(答) 取消相当とされた場合も同様に適用する。

問4 監査を拒否したことによる取消処分が行われた後に、元保険医療機関等の開設者が監査を受ける意思表示をした場合はどうするのか。また、意思表示をした時点で、関係書類が廃棄されている場合はどうしたらよ

いか。

(答) 監査を受ける意思表示をした場合は、監査を実施し、不正・不当の事故等の確認を行う。被監査者が提出する関係書類のほか、地方厚生（支）局で取得済みの診療録等の写し、収集した診療報酬明細書等の関係書類が保存されていれば、それをもって監査を行う。

しかし、被監査者が関係書類を廃棄している等により不正・不当の事実確認を行うことができない場合は、返還金は確定せず、保険局長通知の記1(4)になお該当するものとして差し支えない。

問5 監査を受ける意思表示をした被監査者に監査を実施した結果として、再度取消処分を行うのか。あるいは、取消処分に至らない戒告や注意といった措置に該当する事故であった場合はどうするのか。

(答) 取消処分後の監査は経済的措置を目的として事実確認を行うものである。また、処分を受けた者に同一の事案で重ねて処分を行うことはできない。そのため、取消処分後の監査の結果、取消以外の措置に該当する事故内容であったとしても、措置の変更を行うことはない。

問6 保険局長通知の記1(4)中、「監査拒否等により返還金が確定していないとき」の「等」とはどのような場合を想定しているのか。

(答) 例えば、監査には応じているが診療録等、関係書類の廃棄により返還金が確定しない場合を想定したものである。